



平成 26 年 8 月 4 日

各 位

会社名 サトウ食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 元
(コード番号：2923 東証第二部)
問合せ先 執行役員管理本部長
兼経理部長 近藤 充
(TEL 025-275-1100)

株式会社きむら食品とのスポンサー契約締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社きむら食品(以下「きむら食品」といいます)に対し、当社がスポンサーとして全面的な支援を行い、食品製造販売事業(以下「本事業」といいます)の円滑な再生を図ることを目的として、きむら食品と本日付でスポンサー契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、きむら食品は、平成 26 年 7 月 11 日付で新潟地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行っており、平成 26 年 7 月 18 日付で再生手続の開始決定を受けております(以下「本件再生手続」といいます。)

記

1. スポンサー契約締結の理由

きむら食品は、昭和 24 年に白玉粉の製造販売として創業し、昭和 29 年に木村商店を株式会社木村商店と法人組織に改め、以降包装餅及び冷凍米飯事業等を展開してまいりました。特に「うさぎもち」ブランドは包装餅業界におけるパイオニア的な存在であります。

当社は、昭和 25 年に白玉粉の製造販売として創業し、昭和 33 年に包装餅事業へ進出し、昭和 36 年に有限会社佐藤食品工業所として法人組織に改め、以降包装米飯事業を展開してまいりました。包装餅では「サトウの切り餅パリッとスリット」「サトウの丸餅シングルパック」「サトウの鏡餅」、包装米飯では「サトウのごはん」として業績を拡大いたしました。

包装餅業界は、新潟県の企業が育成してきたと言っても過言ではありません。新潟県内企業でこの業界のシェアの多くを占め、切磋琢磨を繰り返してまいりました。中でもきむら食品はこの業界を牽引されてきたパイオニア企業であり、当社は現在シェアトップを位置づけておりますが、今までこの業界を支え、一緒に業界を発展させた地元同業社であることから、本事業の維持・発展に対する支援は、当社の社会的使命であると認識しております。

また、当社は新潟県の産業ともいえるこの包装餅業界について、これを維持することに加え、日本の食文化を守るためにも、永続的に発展させていきたいと考えております。そのため、きむら食品と協力することにより、この業界の更なる発展が望めるものと考え、スポンサーとして支援することが当社の企業価値の向上に資するものであると判断し、スポンサー契約を締結するに至りました。

2. スポンサー契約の内容

(1) 承継事業の内容

餅、米飯、粉製品等に係る製造及び販売業務。

(2) 承継資産・負債の項目

きむら食品の本社工場及び第二工場の生産・販売・管理に必要となる、有形固定資産等(管理棟、支店営業所及びその賃借権等を含む)、及びその在庫(原材料、製品、貯蔵品等)、並びに本事業に属する商標権等の知的財産権を対象とする予定です。

なお、譲受け部門の売上高・経常利益並びに資産・負債の項目及び金額につきましては、今後の締結予定の事業譲渡契約の中で定められる予定であります。詳細は現時点では未定であり、確定次第お知らせいたします。

(3) 資金支援

当社は、本事業に対して合理的に必要な資金を提供することにより、本事業の維持・発展を全面的に支援する予定です。

3. 事業譲渡会社の概要

(1) 名称	株式会社 きむら食品
(2) 本店所在地	新潟県燕市吉田東栄町 14 番 33 号
(3) 代表者	木村 金也
(4) 事業内容	食品製造販売事業(包装餅、冷凍米飯、粉製品等の製造販売)
(5) 資本金	4,800 万円
(6) 設立年月日	昭和 29 年 1 月 20 日
(7) 大株主及び持株比率	木村金也(33.5%)、木村清子(16.3%)、木村智子(12.2%)
(8) 当社との関係	資本関係、取引関係、人的関係、関連当事者への該当状況の全てにおいて該当事項はありません。
(9) 従業員数	191 名(臨時従業員等は含んでおりません)

4. 承継会社の概要

きむら食品の民事再生手続における再生計画案の提出に先立って、当社の子会社(当社出資 100%の子会社を新設する予定であります)において、監督委員の同意及び民事再生法第 42 条による裁判所の許可に基づいて本事業の譲受けを行う予定であります。
子会社につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

5. 日程

- (1) 平成 26 年 8 月 4 日 スポンサー契約の締結日
- (2) 平成 26 年 8 月中旬 事業譲渡契約締結日(予定)
- (3) 平成 26 年 9 月中旬 事業譲受の期日(予定)

事業譲渡契約締結日、事業譲受日、その他の日程に関しては、今後詳細を決定していく予定です。

6. 業績への影響

本件にともなう当社の業績に与える影響は、今後協議する内容を含めて精査し、開示すべき事項が生じた場合は速やかに公表いたします。

以 上